

美幌町住宅リフォーム促進補助事業概要

事業の目的

町民が安心・安全・快適に暮らすための居住環境の整備促進を図るため、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を助成し、地域経済の活性化も図ることを目的とする。

補助対象者

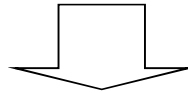
次の要件を全て満たす者

- ① 美幌町の住民基本台帳に登録している住宅の所有者であり、現に居住している者又は居住しようとする者。
- ② 住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していないこと。
- ③ 美幌町暴力団の排除推進に関する条例に定める暴力団に関係していない者。

補助対象住宅

次の要件を全て満たす住宅

- ① 自己所有の住宅で、町内に存し、建築基準法に適合するもの。
- ② 補助年度内において、建築後5年以上を経過するもの。



対象となる工事

次に掲げる工事のいずれかで、当該工事に要する経費(消費税等を除く)が50万円以上であること。

- ・対象住宅の増築・改築のための工事
- ・対象住宅の耐久性、安全性、居住性又は防災上あるいは衛生上必要な工事
- ・除雪負担軽減のための外構工事
- ・断熱化、省エネ機器の設置等の二酸化炭素排出の低減に資する工事

対象とならない工事及び経費

- ① 改修工事が居住部分及び非居住部分を併せて工事を行う場合、非居住部分に要した費用
- ② 美幌町の他の助成制度を活用し工事を行う部分に該当する費用
- ③ 国、北海道、美幌町、その他公共団体等から交付金等を受けた場合は、その対象となった費用

補助金の額

補助金の額は、住宅改修等に要する費用(補助対象費用)の20%以内。上限を50万円とする。

施工業者

町内に事業所、営業所を持つ法人及び個人で、建設業の許可又は軽微な工事のみを請け負い、制度要綱に基づき登録を行った施工業者。

交付申請から補助金交付までの流れ

① 補助金の交付申請に必要な書類

- ・補助金等交付申請書(兼概算払申請書) (資料2のP1)
- ・事業計画書(資料2のP2)
- ・収支予算書(資料2のP3)
- ・住宅の所有が明らかになる書類(固定資産税・都市計画税 課税明細書等)
- ・改修工事施工等同意書(住宅の所有者が複数の場合のみ) (資料2のP9)
- ・誓約書兼同意書(資料2のP10)
- ・各種公的支給や補助申請に関する申出書(資料2のP13)
- ・工事見積書の写し(対象工事と他の工事を分離したもの)
- ・附近見取図、工事箇所の図面及び写真(施工前の状況を撮影したもの)
- ・工事請負契約書の写し

※②の手続きを、施工業者に行っていただく場合は、委任状を添付して下さい。様式は問いません。

② 工事の着手

- ・美幌町住宅リフォーム促進補助事業工事着手届(資料2のP11)
- ※工事の着手前に提出して下さい。着手届を提出のうえ、対象住宅の着手前検査を行った後でなければ、工事に着手することはできません。

③ 申請内容の変更

- ・補助事業等変更承認申請書(兼概算払変更承認申請書) (資料2のP4)
- ・事業計画書(資料2のP2)
- ・収支予算書(資料2のP3)
- ・その他変更の内容がわかる書類

※当初補助金交付決定額に対して、変更後の補助金額が20%以上増減する場合は、事前に提出してください。

④ 工事の完了

- ・美幌町住宅リフォーム促進補助事業工事完了届(資料2のP12)
- ・補助事業等実績報告書(兼請求書) (資料2のP5)
- ・事業報告書(資料2のP6)
- ・収支決算書(資料2のP7)
- ・工事代金の請求書の写し
- ・施工中及び施工後の完成写真
- ・住宅リフォーム促進補助制度利用者アンケート(資料2のP15,16)
- ・その他必要と認める書類

